

## 転学の手続きについて

転学にあたり、下記のような手続きが必要となりますのでよろしくお願いいたします。

### 記

- 1 「転校届(転出児童原票)」を、転出先住所と転出予定日が分かり次第、早めに学校へ提出してください。転学予定校については、転学先市町村教育委員会に連絡をとって記入してください。
- 2 最終登校日に、学校長の発行する以下の関係書類を受け取ってください。
  - ① 在学証明書(含 日本スポーツ振興センター加入証明)
  - ② 転学児童生徒教科用図書給与証明書
  - ③ 氏名ゴム印
- 3 小山市役所(市民課)で、市内の場合は住居変更手続きを、市外の場合は転出手続きをして転出証明をとってください。
- 4 転居先の市町村役所で住民登録手続きをしてください。手続きの際は本校で発行した在学証明書(①)を掲示し、転居先の教育委員会が発行する転入学許可書(④)を受け取ります。
- 5 指定を受けた転入先の学校に児童・保護者同伴で行き①②③④の書類を提出し転入手続きをします。

※年度途中の転出の場合は、教材費、給食費等は、最終登校日現在で計算されますので、早めの精算をお願いします。

※長期休業中であっても、転学手続きはできるだけ早く済ませてください。

